

基発第0608001号
平成18年6月8日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

塩化ビニルばく露作業従事労働者に生じた「肝血管肉腫」の業務上外の
認定について (回答)

平成17年11月4日付け三労発基第817号にてりん伺のあった標記につき、下
記のとおり回答する。

記

労働基準法施行規則別表第1の2第7号9に定める業務上の疾病に該当するものと判
断する。